

# 任意契約新自動車保険普通保険約款論

浦田一晴

## 目次

- |           |           |
|-----------|-----------|
| はしがき      | 二         |
| 一 車両条項約款論 | 賠償責任条項約款論 |
|           | 三         |
|           | 一般条項約款論   |
|           | むすび       |

## はしがき

任意契約新自動車保険普通保険約款において、最大の特色と傾向はなにか。端的にいえば、それは被保険者にとって、より有利な内容の約款が作成されたということである。特に、賠償責任保険条項においては、被害者保護の趣旨が大きく前進した。いかなる内容の条項によって、被保険者が有利な立場となったか、被害者保護の考え方が具体的に拡大したか、また、約款全体が近代的香彩を帯び保険者にとっても被保険者にとっても充実した豊かな内容のものとなったか、をみるために、新自動車保険普通保険約款を構成する車両条項、賠償責任条項および一般条項についてその特色と傾向を明らかにし、問題点を検討、批判したい。ちなみに、第一章「車両条項」は自動車車両についての損害保険

契約条項であり、第二章「賠償条項」は自動車を保有し運行することによって発生する対人賠償および対物賠償についての責任保険契約条項であり、第三章「一般条項」は車両保険契約と賠償責任保険契約に適用される共通の条項である。

### 一 車両条項約款論

(一) 当会社のてん補責任について

第一条第一項 当会社は、衝突・接触・墜落・転覆・物の飛来・物の落下・火災・爆発・盗取その他偶然の事故によって保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含む。）およびその付属品（以下「保険の目的」という。）について生じた損害を車両条項および一般条項に従い、てん補する責に任ずる。

第二項 前項の損害が全損である場合を除き一回の事故によって生じた損害の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみてん補する責に任ずる。

第三項 第一項の付属品とは、自動車に定着または装備されているものであって通常自動車の付属品とみなされるものに限る。ただし、保険証券に明記した場合は、この限りでない。

(1) 本条第一項は、保険者の負担する危険の範囲を示し、第二項は、保険者のてん補する責任の範囲を定め、第三項は保険の目的の範囲を明らかにした。旧約款が、保険者の負担する危険の範囲について、いわゆる列挙責任主義をとって事故を限定したのに比し、本条においては、いわゆる包括責任主義の立場から、保険事故が偶然性をもつ限り、あらゆる危険をてん補することとした。第一項においては、まず、衝突・接触・墜落・転覆・物の落下・火災・爆発

・盗取の事例をあげ、次にその他偶然の事故によって保険証券記載の自動車およびその付属品について生じた損害をてん補する責に任ずるとの表現を用い、最近における自動車事故形態の多様化に応じられる態勢をとった。旧約款が、偶然の事故にして保険の目的の衝突・墜落・転覆・火災・盗難・陸上運送中の事故に、保険事故を限定したのに比較すれば、新約款は、被害者たる保険契約者もしくは被保険者の立場を考慮し、その保護救済をはかるために著しい進歩した内容を帶有するに至ったといえよう。

(2) 本条第二項は、保険者のてん補責任の範囲に関し、小損害を免責とする規定である。発生度数の多い自動車事故の小損害について、保険者のてん補責任をみとめるとすれば、保険料率は必然的に、より高率にならざるをえないであろうし、また、小損害の発生原因の判断の困難性、その検討に要される時間と費用とは、小損害を免責しないことによっては排除することができるとはいえないのである。このような考え方は、海上保険法においてもその立法をみる（商法八三〇条）。いわゆる小損害不てん補の原則である。すなわち、共同海損でない損害または費用がその計算に関する費用を算入しないで保険価額の百分の二を越えない場合の損害または費用については不てん補とされ、かつ、契約当事者は契約をもって保険者の負担しない損害または費用の割合を法定の百分の二と異なって定めた場合にも右の原則は準用されるのである。小損害不てん補について、ドイツ海商法は、単独海損が損害の調査および決定の費用を除いて、保険価額の三パーセントを越えないときは、保険者はてん補することを要しない。三パーセントを越えた単独海損は、三パーセントを控除しないでてん補すべきものとする。しかし、共同海損における分担額あるいは投荷等の犠牲あるいは避難港費用は三パーセントに達しないでもてん補される（ドイツ商法八四五条・八四六条）。

(二) 免責について(一)

第二条第一項 当会社は、下記各号の事由によって生じた損害をてん補する責に任じない。第一号 次に掲げる者の故意または重大な過失。ただし、保険の目的を運転中の者（運転補助者を含む。）の重大な過失を除く。(イ)保険契約者・被保険者・保険金を受取るべき者もしくはこれらの者の法定代理人（上記の者が法人であるときは、その理事・取締役または法人の業務を執行する他の機関をいう。）または保険の目的を使用しもしくは管理する使用人 (ロ)所有権留保条項付売買契約もしくは貸借契約に基づく保険の目的の買主もしくは借主。

(1) 本項に規定する保険者の免責対象となる者のうちから、「保険の目的を運転中の者（運転補助者を含む。）の重大な過失」を除外したことの意義はきわめて大きく、被保険者（被害者）にとっては、てん補範囲の拡大によって、より有利な地位を占め数歩前進した規定といえる。次に、第一項第一号に掲ぐる故意と重大過失との相違または関連性について考察しよう。故意または重大な過失が賠償責任の発生原因として重視されることはいうまでもないが、結果を対象とする民事責任は、刑事責任におけるほど故意と過失とを区別して取扱わない。しかし、故意と重大な過失が本質的に異なる概念として存在し、したがって、本項におけるようなただし書きが生じたものと解せられる。商法六四一条によれば、「保険の目的の性質もしくは瑕疵、その自然の消耗または保険契約者もしくは被保険者の悪意もしくは重大な過失によって生じた損害は保険者のてん補の免責を生じる」としている（ドイツVVG六一条も同趣旨）が、本条と異なる内容の保険約款が設定された場合、その効力はどのようになるのか。保険契約者もしくは被保険者の故意によって生じた損害について保険者の損害をてん補の責任を定めることは公序良俗の原則によって無効である。これに



反し、保険契約者もしくは被保険者の重大な過失によって生じた損害について保険者のでん補責任をみとめることは、当然に無効とすべきではない。けだし、このような措置をとることによって、損害てん補される機会は増加し、被害者保護の結果をもたらすことになるからである。

(2) 損害保険における被保険者は、保険者と保険契約者間の契約において被保険利益の主体として損害のてん補を受ける権利を有する。したがって、この契約上の基本的概念から、別に、保険金受取人を設定する必要はないのではないか。それにもかかわらず、本項第一号(イ)において「保険金を受取るべき者もしくはこれらの者の法定代理人」としたのは、損害保険契約の關係者概念からすれば保険金受取人の二重存在となるのではないか。あるいは、被保険者の立場のうちから、保険金受取人としての立場を切りはなし、別にこのような立場の者を設定しようとしたのか。このように考えれば、生命保険契約における保険契約關係人としての保険金受取人の設定と同一になる。契約上、法律概念の問題として、概念構成を確然としておくことを要すると考える。

(3) 所有権留保条項付売買契約もしくは貸借契約にもとづく保険の目的の買主もしくは借主の故意または重大な過失によって生じた損害は、保険者の免責事項である。所有権の取得が確定的でないこと、もしくは所有権の取得可能性がないことに対して免責条項を設定したとするならば、これらの免責条項における状態は、車両条項に関する自動車保険契約の存在・継続を前提として考えられるものであるから、なおまた、保険の目的の買主もしくは借主は、適法な運転免許状の所持者であることを予想しているものと考えられるから、このような者も、自動車の所有権者と同じ立場において取扱い、免責条項を設定したことは妥当であると解する。

(三) 免責について(二)

第二条第一項第二号 被保険者と同居の親族の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除く。第三号 戦争（宣戦の有無をとわない）・変乱・暴動・政治的もしくは社会的騒じょうまたはこれらに類似の事象および労働争議。第四号 地震・噴火・台風・こう水・高潮または津波。

(1) 被保険者と同居の親族の故意は免責となる。しかし、同居の親族が被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、保険金取得に関するかぎり、悪意がないものとみられ、免責とはならない。このような場合は、重過失という結果になるのか、あるいは単なる過失という状態においてなされたのか、この点は、一概に決定的にはいえないが、それが故意の状態を脱していることはまちがいない。したがって、重大な過失によって、被保険者に保険金を取得させるような結果も起こりうる。条件付でない免責条項の縮減であるから、第二条第一項第一号に掲ぐる者の免責範囲に比較すれば、被保険者と同居の親族のそれは、はなはだしく、より有利となる。

(2) 被保険者と同居の親族とはなにか。被保険者と同居親族の範囲を広狭のいずれに解するかは、保険契約者の利害関係に著しい影響をおよぼす。いわゆる商法六六二条における第三者の意義は、保険契約関係者以外のすべてを指示するものではなくて、被保険者の家族であって被保険者と同一家族内に居住し、共同の経済生活を営む者は、被保険者と全く利害関係が同一であるとみてよく、第三者の範囲に包含されない。同居ということについては、その態様は、事実上の同居、単に形式上の同居および名実とも同居の三様が考えられるが、本条項においては、三態様のすべての場合における同居の意に解すべきである。けだし、故意のもつ反社会的・反道義的意味から、本条項の適用範囲を

可及的に広域におよぼすことが妥当であると考えられるからである。その結果、被保険者側が不利になるに至ったとしても、親族であるがためにやむをえないことである。

(3) 第三号にいう戦争(宣戦の有無をとわない)・変乱・暴動・政治的もしくは社会的騒じょうまたはこれらに類似の事象および労働争議と第四号にいう地震・噴火・台風・こう水・高潮または津波とは、その発生原因において異なり、前者は人為的であるが、後者は自然的である。この相違からみれば、人為的に発生原因を有する損害に対して、たとえ、直接的でなく間接的であっても、損害てん補をなすことは原則として適当ではない。しかし、人間の生活継続中において、自然の現象を原因として発生する損害は、故意とは関係のないものであるから、第四号の事項を免責とすることは一考を要するのではないだろうか。地震保険については、別途独立の保険が講ぜられるのでその解決はなされるところでも、自動車の損害てん補まで十分になされるかどうか問題である。なお、本号の事由により生じた損害を免責とした趣旨は、保険事業の維持という技術的な面にあり、一般的普通約款の条項から、これをはずすことは、保険料との関係もあって困難視されるから、現況としては、地震・噴火・台風・こう水・高潮または津波の損害を目的とするものは、特約によりてん補することを主眼におくべきであろう。

#### 四 免責について(三)

第二条第一項第五号 核燃料物質(使用済燃料を含む)または核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む)の放射性・爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故。第六号 前三号に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故。第七号 第五号に規定した以外の放射線照射ま

たは放射能汚染。第八号 差押え・徴発・没収・破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除く。第九号 詐欺または横領。

(1) 第六号の随伴損害に関する免責規定については、解釈論上、数説があるが、右随伴損害について積極説として主張される間接損害を意味するとなす説は適当でない。解釈論として、第二条の三号、四号、五号に規定する事項と随伴損害との間にいわゆる相当因果関係はみとめられないが、なんらかの関係、つまり遠因関係が存在すると思料されるごとき事項については免責の対象として考慮すべきである。企業維持の原則の立場から、かかる程度の損害関係は、枠外におくことが適当であろう。しかし、実際問題としては、これらの諸関係の判断決定に対しては相当の困難を伴うものである。

(2) 第八号に定むる「差押え・徴発・没収・破壊など国または公共団体の公権力の行使」による損害については、保険者の免責としているが、これは適当であるかどうか。被保険者側の引責事由でこのような行為がなされ、その結果、発生した損害であると考えれば、被保険者側の故意、過失を問わずとも、その外観に現われた行使の形式をみて、それを保護する必要はみとめられないとするのであろうか。国または公共団体の公権力に信頼をおくのはよいとしても、考え方としては、国または公共団体の公権力の行使そのものが、まったく適正であり、被保険者側を保護するに値しない事由を被保険者側が有しないとみとめられる場合においてのみ保険者は免責される、と厳格解釈に徹することが約款の立法趣旨にそうことになる。なお、消防または避難に必要な措置としてなされた場合、保険者の免責とならないとするが、この趣旨は、商法第六六六条の規定（消防または避難に必要な処分により保険の目的につき生じたる損害は

保険者これをしてん補する責に任ず）の趣旨をとり入れたものとして適当であり、火災について生じた損害について、火災と損害との間に、相当因果関係があるとする考えである。相当因果関係説は、法律上、因果関係（一定の先行事実と後行事実との間の必然的關係）が問題となる場合に、ある事実とある結果との間に自然的因果関係のある場合でも、われわれの経験知識からみて、甲という事実があれば、乙という結果を生ずることが普通であると考えられる範囲にだけ法律の要求する因果関係をみとめる説である。判例によれば、火災による爆発を原因として損害を生じた場合にも、火災を適当条件として生じた損害について保険者はてん補責任を負うものとされる（昭二・五・三一、大審判）。なお、ドイツ保険契約法八三条第一項前段は、火災の場合の保険者のてん補義務の範囲を、保険事故と因果関係にある損害に求めている。すなわち「火災の場合において、保険に付したる物の破壊または毀損が火力にもとづき、または火災の避くべからざる結果であるときは、これによって生ずる損害をてん補することを要す」とし、また同八三条第一項後段には「保険者は火災の場合に、消防、損壊または撤去（火災の拡大防止のため）によって生じた損害もまたてん補することを要す、火災の場合に保険に付したる物が喪失したために生じた損害についてもてん補の責に任ず」とする。

(3) 第九号において、「詐欺または横領」されることによつてこうむる喪失損害を免責としているが、約款本来の考え方としては疑問がある。詐欺または横領による損害発生は、その原因を被害者の故意過失に求むることはできない。したがって、本約款第二条第八号に定むる差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使の免責事由と同一に論ずることはできない。詐欺または横領の悪意性は、あげて、加害者側にあるのだから、このような場合における損害を免責とすることは、本来、適当であるとはいえない。ゆえに、免責事項から、はずすことが妥当であるが、思うに、本条の免責が約款せられた理由は、詐欺または横領による損害事件の詳細な危険測定の困難性とその

繁雑性に求むべきであろう。けだし、自動車保険普通保険約款の一般的担保事項としては、その頻度の点からも適当でないと考えられるからである。

(五) 特有の免責について

第三条 当会社は、下記各号の損害をてん補する責に任じない。第一号 保険の目的が保険証券に記載された以外の車種または用途に変更されまたは使用されている間に生じた損害。第二号 保険の目的が競争・練習または試験のために使用されている間に生じた損害。第三号 保険の目的が航空機または船舶によって輸送されている間(積込み・積みおろし中を含む)に生じた損害。第四号 保険の目的に存在する欠陥または摩滅・腐しよく・さびその他の自然の消耗。第五号 偶然の外来の事故に直接起因しない保険の目的の電氣的または機械的損害。第六号 車上にない保険の目的の一部に生じた損害。第七号 タイヤ(チューブを含む)に生じた損害または車両が同時に損害をこうむった場合を除く。

(1) 本条に定める免責規定は、自動車に関する車両条約に特有の規定であつて、一般的・包括的免責規定としての第二条とはその趣旨において異なり具体的に、かつ、詳細化されている。第一号に記載する免責事項においては、保険の目的が保険証券に記載された以外の車種または用途に変更されまたは使用されることは、その性質上、保険料の変更をきたすべき筋合いのものであり、しかして、保険料の変更をもたらすこときものであるならば、保険契約上における重大な事項の変更といえるから、すなわち、保険事業の利害に影響をおよぼすべき性質のものであるから、保険



者の免責事項としている。このことは、本約款第三章の一般条項第三条において、保険契約者または被保険者に対して、遅滞なき通知義務を科していることからその趣旨がうかがわれる。なお、右の事項と関連して、一般条項第八条は、このような場合に、保険者による保険証券上の承認の裏書を得て、追加保険料を支払うことにより、右免責事項は排除せられることになる。すなわち車種・用途の変更、通知義務（免責事項の一時猶予）、保険者の承認裏書、追加保険料の支払免責事項の排除という一連の経過をたどることとなる。この場合、通知義務がなされなければ、当然に、規定によって免責の効果が発生する。それに反し、通知義務が履行されれば、免責排除の効果が直ちに発生するのはなく、免責の効力発生が一時猶予せられ、追加保険料が支払われることにより、それが確定的となるものと解する。ただし、免責の効力が発生してしまえば、当然保険契約は、一応それをもって終結するものと考えられるからである。このような結果になることは、保険契約をできるだけ、持続せしめようとする見地からすれば、保険契約者の利益をはかり保護をもたらすことにはならないからである。

(2) 第二号において、保険の目的が競争・練習または試験のために使用されている間に生じた損害を免責としているゆえんは、それらの使用中の危険度が、通常の使用の場合におけるものよりも大きいとみられるから、通常の保険料をもって危険を負担することは、保険事業上適当でないと解されるゆえである。

(3) 保険の目的は、他の運搬具により輸送されることがある。第三号においては、それらの場合における免責の効力発生を航空機による輸送または船舶による輸送に限定した。前者の場合には、保険の目的は、航空保険により、後者の場合には、貨物海上保険によってその損害を補填がなされるので、自動車保険により、保険の目的を重複して保険する意味が存せず、したがって、本号のごとき免責規定を設けたものと解する。ただ、本条を貫けば、航空機また



は船舶による輸送以外の運搬具による輸送の場合は、それらの場合に應ずる保険が存しないごとく考えられることとなり、免責がおこなわれないこととなるが、このような限定列举で然るべきであるかどうか。むしろ、このような限定列举をおこなうよりも、「保険の目的が航空機、船舶またはその他の運搬具によって輸送され、該当の保険契約の締結がなされている場合に生じた損害」は免責とするというごとく弾力性のある規定にすることが適當ではないだろうか。

(4) 第四号における保険の目的に存在する欠陥または摩滅・腐しよく・さびその他の自然消耗を免責とする趣旨は、商法六四一条にもとづく。右の免責の効力は、本号記載の文言事項の範囲に限定せらるべきであって、それらを原因として発生するファーターダメージを免責すると解することは適當でない。

(5) 偶然の外来の事故に起因しない保険の目的の損害、すなわち、故障損害を生ずる場合は多い。その中で、電氣的または機械的故障による損害を免責とするのが第五条における免責である。前四号におけるごとく外来の事故に起因しない保険の目的の損害であっても、このような場合は、本号の対象とはならず電氣的または機械的故障に限定される。ただし、電氣的または機械的故障は、人為的にまたは突然に発生すること多く、その損害も重大である場合が多いからである。立法趣旨は保険事業の安定性にもとづくものと解せられる。

(6) 第七号における免責の類似趣旨の規定は、すでに第四号において規定されているが、特に、タイヤは自動車の部分としても、その消耗が著大であり、損害が発生した場合、保険事故であるのか、自然の消耗であるのかその区別が困難である。本号は、判断上の争いを防止するための特則であり、注意的規定であると解する。

六) 無免許運転等の免許について

第四条 当会社は、車両条項の他の規定ならびに一般条項および特約条項の規定にかかわらず、左記各号の間に生じた損害をてん補する責に任じない。保険の目的が、第一号、無免許運転者によって運転されているとき、第二号、酒に酔った運転者によって運転されているとき。

(1) (イ) 自動車保険における保険事故の発生は、自動車が法令または取締規則に違反して使用または運転されている場合に多い。したがって、かかる多くの場合における違反にもとづいて発生する損害を免責とすることは、保険者にとつては有利となることは疑いない。しかし保険契約者側にとつては、反対の効果となる。これは保険制度設定の趣旨からみて、その目的、機能を達成するものとはいえない。したがって、右の事故中、反社会的もしくは反道義的性質を著しく帯有するもの、すなわち、無免許運転および酒酔運転中に生じた損害をあげて保険者の免責としたものと解する。

(ロ) 公安委員会の運転免許を受けることによつて、自動車の運転は可能であり、運転可能の免許の種類は、自動車の種類によつてきめられている（道路交通法八四条、八五条、八六条、八七条、第一種運転免許、第二種運転免許、仮運転免許）。したがって、道路交通法以外の運転は、本条の無免許運転の範囲に入る。なお、運転免許証記載以外の車種を運転するいわゆる無資格運転も、その性質上、本号の無免許運転の枠内に入り免責となると解する。

(ハ) 損害発生後の目的物滅失に関する商法六五九条の規定（保険の目的につき保険者の負担すべき損害が生じたときは、その後に至り、その目的が保険者の負担せざる危険の発生によつて滅失したときといえども保険者はその損害をてん補する責を免

ることを得ず)は、無免許運転または酒酔運転の場合にも適用される。たとえば、盗難による自動車が無免許者または酒酔者によって運転中発生した損害は、保険者の免責を招来しないと解すべきである。

(2) 本条第二号における酒酔運転者による運転とは、いかなる程度の酒酔程度を指称するかということとは、本号においては具体的に指示されていない。酒酔運転における酒酔の程度を測定することは、科学的・技術的に可能だとしても、前一号の無免許運転の判定とは事の性質上、同一立場において論ずることはできない。しかし、条文の定め方としては、本二号は、あまりに抽象的である。したがって、酒酔運転については、その具体的基準となるものをきめる必要がある。酒酔程度は一般に、微酔(一度)、軽酔(二度)、深酔(三度)、泥酔(四度)の四段階に分類せられ、呼気中に含まれるアルコール分の濃度によって決定される。一リットル中アルコール分が〇・二五ミリグラムないし〇・七五ミリグラムまでを一度、〇・七五ミリグラムないし一・二五ミリグラムまでを二度、一・二五ミリグラムないし一・七五ミリグラムまでを三度、一・七五ミリグラムないし二・二五ミリグラムまでを四度とする。

(七) 損害の決定について

第五条第一項 当会社がてん補すべき損害の額は、その損害が生じた地および時における保険の目的の価額(以下「保険価額」という。)によって定める。第二項 保険の目的の損傷を修繕することができる場合には、保険の目的を事故発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害の額とする。第三項 前項の場合において、修繕施行上やむを得ず部分品の交換を必要とする場合には、旧部分品の価額およびその取付費用の合算額をもってその修繕費の額とする。ただし、部分品の交換によって保険の目的に価額の増加が生じないときは、その新部分品の価額および取付費

用の合算額をもって修繕費の額とする。第四項 第二項の規定により損害の額を決定する場合において、残存物があるときは、その価額を控除する。第五項 当会社がてん補する責に任ずべき損害により、保険の目的が自力で移動することができない場合には、これを修繕所まで運搬するために要した費用または修繕所まで運転するためにおこなった仮修繕の費用は、正当な部分に限り、第二項に規定する修繕費の一部とみなす。第六項 第二項の修繕費と第五項の費用との合計額が保険価額を超過するときは、全損とみなす。

(1) 被保険利益の負担のてん補を目的とする損害保険においては、保険価額が保険者のてん補責任の最大限度を画するものである。保険価額は被保険利益の価額であり、経済的変動の影響をうけるおそれがあるから、被保険利益の評価の基準を定めておくことが必要である。損害額の算定基準に関して、商法は、保険者がてん補すべき損害の額は、その損害が生じた地におけるその時の価額によって定められる、としている。この規定は、間接的には、保険価額の算定基準を定めたものといえることができる。保険者のてん補責任の原則については、すでに、本約款第一条において規定するところであるが、本条はその損害額算定基準が、いわゆる時価主義にもとづくべきであることを示し、商法と約款との完全な一致をみる。商法は、保険期間が比較的短く、その間の保険価額の変動が比較的少ない保険に關しては、評価容易な、ある時点における保険価額を標準として処理すべきことを規定する。すなわち、商法六七〇条（運送品の保険については発送の地および時におけるその価額および到達地までの運送費その他の費用をもって保険価額とす）、八一八条（船舶の保険については保険者の責任が始まる時におけるその価額をもって保険価額とす）、八一九条（積荷の保険についてはその船積の地および時におけるその価額および船積ならびに保険に關する費用をもって保険価額とす）の運送保険および海上保険に關する保険価額の規定がこれである。しかして、いわゆる保険価額不変更主義をとることは、商法六三八

条の特別の立場といえるかどうか。なお、保険価額決定に際して、契約当事者間の無益の争いをさけるために契約締結の時、当事者間で合意をもって保険価額を協定する評価済保険も商法六三八条の特則であるかどうか。原則と特則、もしくは例外との判断の問題になるが、損害保険の一般的条項として規定せられるとするならば、それは、少なくとも形式的、もしくは外観的には、原則である立場をとるものと考えることができる。しかし、右の運送保険および海上保険におけるごとき規定が、それらの保険の種類においては、一般的条項であるとするならば、それは実質的には原則といえるわけであり、単に、形式的には商法六三八条の特則たる地位にあるにすぎないとみるべきである。いずれの立場に立つかは、保険の種類による保険価額もしくは損害額算定の難易性の多少によってきめらるべきことである。

(2) 第四項において、保険の目的を事故発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害の額を決定する場合において、残存物があるときは、その価額を控除する。この規定は、保険者代位に関する性質をもつものであり、いわゆる二重利得禁止の見地から考察すべきである。したがって、本事項については、「被害物についての当会社の権利」を規定する第九条において詳述する。

#### (ハ) 費用について

第六条 保険契約者または被保険者が支出した下記の費用は、これを損害の一部とみなす。第一号 一般条項第十条第一号に規定する損害の防止軽減のために支出した費用のうち必要または有益な費用。第二号 他人から損害賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続のために要した費用。

(1) 本条第一号において、保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知ったときは、損害防止軽減につ

とめ、または運転者その他の使用人をしてこれにつとめさせる義務があるが、このために支出した必要または有益な費用は、損害額の一部とみなされ、保険者の負担となる。本来、損害防止は公益上および個人の利益からみても当然なすべきことであり、しかも損害の防止につとめた後、発生した損害のみが真にてん補すべき損害であるという見地から損害防止義務は法定された。ゆえに、損害防止のために必要または有益な費用およびてん補額が保険金額を越えるときであっても、保険者はこれを負担しなければならない(商法六六〇条第一項)。右商法の規定は、保険契約者側にとっては、有利な規定であるが、本約款においては、防止費用は損害の一部とみているので、約款の規定は保険者にとつて有利となる。損害防止費用を損害額の一部として取扱うかどうかの問題は、結果的には右のごとく商法と約款との相違となって現われた。火災保険普通保険約款第十六条において、損害防止費用は保険者の負担としないとする趣旨は、火災というものの社会的性質ならびに影響を考慮し、火災防止は当然の事項に属するとして、あえて、保険者の負担としなかったものと解せられる。しかも、損害防止の觀念を拡大強化する目的にそうするためには、損害防止費用を別途に保険者負担とすることが、その趣旨に合うことになるだろう。損害保険の一般原則を規定する商法において、このような立法態度をとったことは、約款とはちがった立場において妥当性をもつものといえよう。約款の多くの規定が、保険事業維持の原則、細かい科学的技術性から割出されたものである以上、約款そのものにおける定めとしては、かかる内容の規定もやむをえないものと解する。しかし、自動車保険普通保険約款が、火災保険普通保険約款の厳格性と商法六六〇条の抱擁性との妥協的立場をとったことは、その保険の目的の性質的相違にもとづくものとはいえ、適当な措置であると解する。

(2) 損害が第三者にもとづく行為によって発生した場合、保険者が被保険者に対してその負担額を支払ったときは、



その支払った金額の限度において、保険契約者または被保険者が第三者に対して有している権利を取得する（商法六六二条第一項）が、かかる権利について、その保全または行使について必要な手続のために要した費用は、損害額の一部とみられる。「他人から損害賠償を受けることができる場合」の損害賠償請求権の範囲は、広義に解し、不法行為にもとづく損害賠償請求権および債務不履行にもとづく損害賠償請求権を包括するものである。

四 損害てん補額の限度について

第七条 第一項損害が発生した場合において、当社がてん補する責に任ずべき金額は、一回の事故につき第五条および第六条の規定により計算した金額の合計額とし、かつ、保険金額をもって限度とする。ただし、保険金額が保険価額を超過する場合は、保険価額をもって限度とする。第二項 保険金額が保険価額に達しない場合には、当社は、保険金額の保険価額に対する割合によりてん補額を決定する。

(1) (イ) 保険価額と保険金額の関係によって、損害てん補額の限度が決定される原則を本条は規定する。保険価額と保険金額との関係については、その有する額差の多少によって、超過保険、一部保険および重複保険を生ずる。超過保険は、被保険利益の欠損のてん補ということを目的とする損害保険についてのみ生じうることであって、賭博の弊害を防止するため法は超過部分については、当事者の善意悪意を問わず、当然に契約を無効とする。ただし、超過保険をみとめることは、被保険者をして実損害額以上の額を利得せしめることとなり、損害保険の本質的目的にそわないからである。



(ロ)超過保険について、ドイツ保険契約法は、保険金額が被保険利益の価額(保険価額)を著しく超過する場合に存するとし(VVG五一条)、超過保険は、保険開始の時に存することもあり、保険開始後に生ずることもあり、また保険開始の時に超過保険であっても、後に当事者の意思にかかわらず(たとえば保険価額の増加によって)超過保険でなくなる場合もある。超過保険には、単純な超過保険(善意の)と詐欺的超過保険(悪意の)とが存する。詐欺的超過保険について、VVGは、保険契約者が超過保険により不法の財産上の利益を得る目的をもって契約を締結したときはその契約は無効とする。なお、わが商法が、評価済保険につき、例外的規定を設定していることは既承のとおりである。

(イ) 超過保険における超過部分について、商法六三一条は、保険契約を無効としているが「契約の無効と保険料の返還」との関連より、商法六四三条は「保険契約の全部または一部が無効な場合に保険契約者および被保険者が善意で重大な過失がないときは、保険者に対して保険料の全部または一部の返還を請求することができる」とする。「保険者は保険金額が保険事故発生の時の保険価額を越えるときといえども損害額以上に保険契約者にてん補する義務を負うことはない」とは、VVGの定めるところであるが、この利得禁止の原則は、保険法の最高原則を表明するものといえよう。

(ニ) 保険期間中の保険価額の減少と保険料との関連について、商法六三七条は「保険価額が保険期間中著しく減少したときは、保険額が保険期間中著しく減少したときは、保険契約者は保険者に対して、保険金額および保険料の減額を請求することができる。ただし、保険料の減額は将来に向かってのみその効力を生ずる」。物価の下落などにより、保険価額が減少して保険金額より少なくなるときは超過保険となり、右の規定が適用されるものと解する。

(三) 本条第一項は、いわゆる一部保険の場合において、保険者のでん補額の決定方法として割合負担の原則をとる

ことを明らかにした。一部保険は、保険契約者が契約の当初から保険料節約のため、故意に、あるいは物価騰貴のため自然的に生ずる。保険の目的が全損のときは、約定の保険金額が支払われるが、分損のとき、あるいは、保険価額の一部を保険に付したときは、保険金額の保険価額に対する割合によって保険者のてん補金額を算定する。

(H) 保険契約の終了について

第八条 前条の規定により、一回の事故につき当会社のてん補すべき金額が保険金額の五分の四をこえるとき（保険金額が保険価額を超過する場合は、保険価額の五分の四をこえるとき）は、保険契約は終了する。

保険価額の五分の四以上の損害につき、修理復旧をすることは、困難である点を考慮し、保険契約終了の基準損害率を設定した。しかし、五分の四以上の損害が修理復旧について絶対性をもつものではない。修理復旧されたとしても、その存在するものの態様は、おそらく経済的には価値の少ないものであろうし、その結果、使用価値のないものとして処置されることが多いと考えられる。

(四) 被害物についての当会社の権利について

第九条第一項 当会社が全損（第五条第六項の場合を含む。）として保険金を支払ったときは、当会社は、保険の目的について被保険者が有する一切の権利を取得する。第二項 保険の目的の一部が盗取された場合において、当会社がその損害をてん補したときは、当会社は、被保険者が盗取されたものについて有する一切の権利を取得する。第三項 前各項の場合において、保険金額が保険価額に達しない場合には、当会社は、保険金額の保険価額に対する割合によってその権利を取得する。第四項 第一項および第二項の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を

表示して損害をてん補したときは、保険の目的について有する一切の権利は被保険者に属する。

(1) 本条は保険者の代位に関する内容をもつ。代位とは、本来、権利の主体または客体たる地位に代わるといいうみである。損害保険の目的は、発生した被保険利益の実損害をてん補し、被保険者の需要に応じようとするものである。実損害以上に被保険者に利得せしめることを目的とするものではなく、二重利得はゆるされない。保険者が保険金を支払ったときは、保険者は被保険者または保険契約者が保険の目的について有する権利および第三者に対して有する権利を法律上、当然に取得するものである。

(2) 権利の目的の全部が滅失した場合に、保険者が保険金額の全部を支払ったときは、保険者は、被保険者がその目的について有する権利（主として所有権）を取得する。この権利取得は、当事者の意思表示を必要とせず、法定の結果として当然生ずるものであって譲渡行為ではない。海上保険において、船舶が全損した場合、船舶保険者は保険金の全額を支払うと同時に沈没船の所有権を取得するとき。なお、第三者に対する権利取得については、一般条項第十六条において規定する。

(3) 保険代位により、保険者に移転的効力を生ずるものは、被保険者が保険の目的について有する権利であり、債務は代位の対象とならない、保険の目的が、代位により保険者に移転した後において、それについて債務が発生した場合、それは保険者の負担である。かかる場合における保険者の利害を調和するために、保険者の意思によって、保険者は、被保険者の権利を取得しない旨を表示することができるものとした。その結果、保険者は損害をてん補して、代位の効力は発生せず、保険の目的について有する一切の権利は被保険者に属することとなる。

(四) 現物てん補について

第十条 当会社は、保険の目的の損害の全部または一部について修繕または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができる。

保険契約当事者間において、保険金の支払額について協議が整わないときは、本条が適用されるものと解するが、かかる行為は現実的には、事の性質上、困難なことであるし、保険契約当事者間において公平なものとはいえない。損害を受け、困窮状態にあるのは被保険者であるから、むしろ、右の選択権は、被保険者に与えることが妥当ではないだろうか。

(五) 盗難自動車の返還について

第十一条 当会社が保険の目的に関し、盗取によって生じた損害をてん補した後六〇日以内に保険の目的が発見されたときは、被保険者はすでに受取った保険金を当会社に払いもどして、その返還を受けることができる。この場合、発見されるまでの間に保険の目的に生じた損害に対して保険金を請求することができる。

本条は、盗難自動車に関して、被保険者の特殊の事情、感情を考慮した好意的条項である。盗難自動車の返還請求権を被保険者に付与することによって、当該自動車を目的とする保険契約は、従来通り継続するものであるから、保険者の立場としても、決して、不利益なことにはならない。事故が起ったときは、保険金の支払は行なわれるとしても、いったん、給付した保険金が返戻された状態、つまり、保険金未給付の契約状態となることは、保険者にとっ

て盗難自動車に被保険者に返還するとはいえず、有利な結果といわなければならない。ただ、法律的には、盗難自動車に、その損害に対して、当初、保険金が支払われることによって、当該保険契約は完全に終了したのであるから、返還された後に、当初と同じ保険契約が「継続する」とみることは、適当ではなく、実質的には、新たな、しかし、当初の契約と同じ内容の保険契約が締結され、効力を発生し始めたとみるべきである。また、当初の保険契約の復活と考えることは、保険契約の終了の意味に徹するとき、妥当性を欠く。形式的には、継続・復活の態様をなすとしても、新契約の締結として解しなければならぬ。なお、「六〇日以内に保険の目的が発見されたときは」という条件があるから、保険者の保険金支払を条件付保険金支払とみることがもできる。しかし、条件があるからといって法律的な終了という効力を排除してしまうことは、この時点においては不可能であり、条件が満足されたとき新たな契約が生まれたものと解すべきである。

## 二 賠償責任条項約款論

### (一) 当会社のてん補責任について

第一条第一項 当会社は、被保険者が下記各号の事由により、法律上の損害賠償責任を負担することによってこうむる損害を賠償責任条項および一般条項に従い、てん補する責に任ずる。第一号 保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含む。以下「自動車」という。）の所有・使用または管理に起因して他人の生命または身体を害すること。第二号 自動車の所有・使用または管理に起因して他人の財物を滅失・き損または汚損すること。第三号 自動車に自動車損害賠償保障法に基づく責任保険（以下「自賠責保険」という。）の契約を締結すべき自動車である場合の前項第一号の事由に

よる損害については、当会社は、その損害の額が同法に基づき支払われる金額（自賠責保険の契約を締結すべき自動車であるにもかかわらず、その締結をしていない場合においては、同法に基づき支払われるべき金額に相当する金額）を超過する場合に限り、その超過額をてん補する責に任ずる。第三項 第一項にいう被保険者には、保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」という。）のほか、記名被保険者の同居の親族で自動車を使用中の者および記名被保険者の承諾を得て自動車を使用中の者を含む。

(1) 本章に規定する賠償責任条項は、自動車損害賠償責任保険契約に関する条項である。そもそも、責任保険契約は被保険者が第三者に対して一定の給付をなすべき責任を負担するに至った場合に、その損害のてん補を目的とする損害保険契約である。その中心をなす概念は「負担する責任」である。責任保険契約は、責任をもって始まり、責任の完遂をもって終結する契約である。一般的に、責任についての理解は、法律的責任の意味として違法行為をおこなった者に対する法律上の制裁を指称する民事責任および刑事責任についてなされなければならない。責任保険契約における責任は違法行為にもとづき、他人に与えた損害を賠償すべき個人上の責任を意味するものである。行為の終結において発生した結果を総合して、もっぱら、そのてん補をなすことを目的とする。近代文化の発達した法社会においては、民事関係の債権は、原則として、その相手方たる債務者の全財産を担保（無限責任）として存在するものと解せられる。したがって、債務と責任とは、密接不離の存在として意義づけられるので、債務と責任とを判然と区別して考察する意義は、漸次、減少してきたものと考えられる。しかし法律の世界には、責任のみが存在していて債務が存在しない場合—たとえば、物上保証の立場のごとき（他人の債務を保証するために自己の所有する財産を担保として提供す



る)、なお債務は存在するがそれに見合う責任が限定され縮減されている場合—たとえば、有限責任のごとき(一般的には無限責任が原則であるが、有限責任は特に法律で規定された場合にのみみとめられる)。さらに、債務は依然として存在するが責任が存在しない場合—強制執行をおこなわないことを当事者間において特約した場合の債務、などの場合がある。責任保険の概念には、およそ右にのべた民事責任に関する範囲の責任を、できるかぎり、包含させることが適当であると解する。要するに、被保険者が第三者に対して一定の給付をなすべきに立ち至った場合、負担すべき民事責任が直接的には責任保険契約における責任の意である。責任保険契約における責任は、被保険者の第三者に対する責任について、発源的に、基本的に高い意義を有するものであり、その責任から誘導的に保険契約が概念せられ、保険契約上は、保険者の被保険者に対する責任が重要性を有する。被保険者の第三者に対する責任が予定されるがゆえに、保険者の保険契約上の責任も存在意義があるものと解する。しかして、一般的に、他の損害保険契約における保険者の責任と責任保険契約における保険者の責任とは、保険契約上のものとして限定的にみた場合、異なるところはない。ただ、保険事故との関連においてみた場合、契約上、責任負担に至るまでの経過において相違点がみられる。責任保険は、他人に対して給付をおこなうことによって生ずる財産の減少に対応してなされる保険であり、それは他人に対する責任の負担によって生ずる財産の減少であるから、責任を保険者に転嫁すること、つまり、保険の損害てん補行為による財産の減少をくいとめることの保険である。このような責任保険の責任は、賠償責任者および賠償債権者(被害者)を保護する見地に立てば、法律上の責任あるいは、不法行為または債務不履行による損害賠償責任のみならず、契約履行による責任(契約における保証人の責任のごとき)をもその対象とし、責任保険契約の基本となるべき責任の領域は広義に解すべきである。本自動車保険賠償責任保険約款における保険者の責任の範囲について、右のごとき



見解に立つことは、請求権競合説として、不法行為賠償責任と債務不履行賠償責任とが並存するケースにおいて、被害者が右の両請求権のうちいずれをも行使することができるとして、被害者を救済する見地からすれば、妥当性をもつこととなる。被害者保護の解釈論は、保険事業の社会化、公共的立場よりの見方の強まるにつれて、一面、私器でありながら、他面、公器としての性格を帯有する自動車の損害賠償責任においてこそ強く展開されなければならない。

(2) 被保険者の保険金請求権の行使は、本条約第一条により、損害賠償責任を負担することをもって保険事故の発生とされるから、賠償責任にもとづく賠償金の支払を要件とする必要はない。このことは、旧自動車保険約款において、「被保険者が法律上の損害賠償債務にもとづきこれを賠償したるときてん補の責に任ずる」と比較すれば、その要件の軽減が著しい。加害者の賠償金支払を要件としないことによって、被保険者の保険金請求は、きわめて容易におこなわれることになり、その結果、被害者救済の度合と迅速性が期せられることとなる。この条項は、自動車賠償責任保険制度設定の趣旨を貫いたものといわなければならない。

(3) (イ) 責任保険制度設定の目的が、加害者保護にあるのか、被害者保護にあるのかという命題は、その結論を普遍化するには、まだ、かなりの困難があるかもしれない。しかし、損害賠償責任の解決方法として法律的にとられてき、またとられつつある主として過失責任主義にもとづく民法的手段にそれが終わるものとするならば、被害者保護救済の趣旨は、積極的に主張せられている、あるいは制度化されているとはいえないであろう。民法的手段をもってしては、賠償責任の解決がすまされないとともに、被害者保護の強い考え方が発生し存在することにわれわれは気づくのである。民法的手段もあわせ有しながら、あえて、責任保険制度を設定したこと自体が被害者救済への趣旨を具体化し進めたことを意味するのである。

(四) 賠償責任保険であるならば、被害者保護救済の見地から、保険金直接請求権の制度が論ぜられ、立法化されることが望まれる。民事関係上、一方において、損害の発生があると他方加害者はその契約不履行または不法行為の事由によって被害者に対して賠償する義務を生ずる。すなわち、被害者は加害者に対して損害賠償請求権を有することとなり、加害者は賠償義務の責任を、責任保険契約を締結したことによって、その契約の相手方たる保険者へ転移する。したがって、保険者は、本来、加害者が被害者に対して有する賠償義務の責任を加害者と換位するという立場となる。この立場の推移は、被害者の損害賠償請求権が、保険者に対する直接請求権という形をとって現われたものとみなければならぬ。保険契約上、保険者に対して被害者は、いわゆる賠償請求権を当然には有していないのであるが、保険金直接請求権は、実質的意味を有するものといえよう。換言すれば、責任保険契約の締結によって加害者という責任地位が保険者に移転したため、その結果として、保険者は、当然に被害者の要求に対して応じなければならぬという理論となるわけである。すなわち、被害者の賠償請求権↓加害者の賠償義務↓保険者の保険金給付義務(実質的賠償義務)↓被害者の保険金直接請求権という法的経過構成により被害者の保険金直接請求権の理論は構成が可能となる。被害者の保護を目的として設定された責任保険制度あるいはその他の方法がどのように存在するとしても、給付せられるべき保険金、その他の賠償金が現実には、しかも、完全迅速に、被害者の手もとに給付されなければ、せっかくの保護救済制度も、その本来の存在目的を達成することは不十分であり、ある場合においては、被害者は保険金をまったく入手しえないということもありうるだろうし、このような状態においては、法の善意も中途において切断されて水泡に帰することとなる。被害者は通常、保険契約関係外の地位に立っているものであるから離脱した立場におかれることは、右の理由から適当ではない。したがって、被害者に対しては、保険金の受取り(実質的には賠償金

の受取り)に関するかぎり、保険者に対する保険金直接請求権をみとめ、自らの手中に保険金を取得できるとき法的措置を講ずることが望ましい。しかし、保険者の保険金給付は、被害者の正当な請求があった場合においてのみ、行なわれることを原則とすべきである。あるいは、将来、被害者の保護に関する責任保険法の立法せられるに際して、また、従来、責任保険制度として立法せられたのにもかかわらず、被害者の保険金直接請求権についての規定のないものについては、直接請求権があるごとく改め、被害者に対する保護救済の完全を期すべきである。要するに、賠償責任保険制度が被害者の救済保護を第一義として存在するものと考えれば、保険金直接請求権の設定は、自動車損害賠償責任保険約款においても、なされるべきものではないかと思料する。

(4) 被保険者にして、有利な内容をもつ約款事項は、直ちに、被害者の利益となり、被害者救済の趣旨を具現化する。保険者のてん補責任は、自動車保険においては、被保険者が現実に被害者に支払った賠償金の四分の三を限度としていた。これに反し、新自動車保険約款においては、被保険者の支払った賠償金の全額が保険者の支払対象となる。さらに、訴訟費用、争訟費用などについてもその全額が支払われる。

(5) 本条第一項第三号において、記名被保険者の承諾をえて自動車を使用中の者も、被保険者の概念に包含せられるとする。この場合には、営業を営まない個人の場合と営業を営む商人の場合、特に、後者の場合においては、自動車を使用することにつき、営業主が営業上、その代理人またはその他の雇入れた者に対して、平常、総括的承諾を与えたとき場合も、このケースに包含されると解する。

## (二) 免責について

第二条 当会社は下記各号の事由によって生じた損害をてん補する責に任じない。第一号 保険契約者・被保険者  
・保険金を受取るべき者またはこれらの者の法定代理人（上記の者が法人であるときは、その理事・取締役または法人の業務を執行する他の機関をいう。）の故意。第二号 戦争（宣戦の有無を問わない。）・変乱・暴動・政治的もしくは社会的騒  
じようまたはこれらに類似の事変および労働争議。第三号 地震・噴火・台風・こう水・高潮または津波。第四号  
核燃料物質（使用済燃料を含む。）または核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性・爆発性  
その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故。第五号 前三号に随伴して生じた事故またはこれらに  
ともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故。第六号 第四号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染。

(1) 免責条項については、第一章車両条項第二条においても規定する、車両条項と賠償責任条項との差異を次に比較考察しよう。本条第一項において、保険契約者・被保険者・保険金を受取るべき者またはこれらの者の法定代理人の故意のみが、運転中の有無にかかわらず、保険者の免責となる。このような故意のみに免責を限定する規定は、自動車損害賠償保障法においてみられる。車両条項第二項が前述したごとく、保険の目的を使用し、もしくは管理する使用人の故意または重過失にもとづく損害については、保険者の免責となる。ただし、保険の目的を運転中の者（運転補助者を含む。）の重過失は、免責から除かれる。免責の範囲を可及的に狭くすることは、被害者保護の枠をそれだけ広げることになり、賠償責任保険の性格を具現するものとして妥当な条項であると解する。

(2) 車両条項第二条第一項第二号において、被保険者と同居の親族の故意による損害は、保険者の免責としているが、賠償責任条項第一条第三項において、被保険者の同居の親族で、自動車を使用中の者は、被保険者の概念に包含

されているし、また自動車を使用中でない親族の故意にもとづいて被保険者が責任を負担するということは、ひとまず、ありえないとの見地から、本条項において特別に親族の故意を免責とする規定を必要としないのである。なお、車両契約においては、被保険者と同居の親族であっても、被保険者に保険金を取得させる目的でなくて、損害が発生することもありうるから、車両条項では、同居の親族を被保険者の概念の中に入れないこととした。

(3) 車両条項第一項第八号においては、差押え・没収・破壊など国または公共団体の公権力の行使にもとづく損害を免責としているが、賠償責任においては、被保険者が、このような事項を損害賠償の対象とすることは、ありえないから、免責規定として存在しない。

(三) 免責について(二)

第三条第一項 当会社は、被保険者が下記各号の賠償責任を負担することによってこうむる損害をてん補する責に任じない。第一号 所有・使用または管理する財物について生じた損害につき、その財物に関し正当な権利を有する者に対し負担する賠償責任。第二号 第三者との間に損害賠償に関し特約のある場合において、その特約によって加重された賠償責任。第三号 同居の親族に対する賠償責任。第四号 被保険者の業務に従事中の使用人に対するその使用人の生命または身体を害したことに起因する賠償責任。ただし、使用人の業務が家事である場合を除く。第五号 記名保険者に対する賠償責任。第二項 当会社は、自動車が保険証券に記載された以外の車種または用途に変更されたまたは使用されている間に生じた損害をてん補する責に任じない。

(1) 本三条は、賠償責任保険契約において、特に必要とされる免責事項であって、第二条の一般的免責事項とは異なる。保険料の算定は、通常の一般的保険事故の発生蓋然率を基にしてなされるものであるから、一般的以外の諸関係より発生する事故による賠償責任について、保険者がてん補責任を負担することは、保険事業維持の原則の見地から妥当性を欠く。しかし、このような場合も、保険契約当事者間の特約をもってすれば、保険者のてん補をうけることができる と解する。

(2) 本条第一項第一号において、所有・使用または管理する財物について生じた損害につき、その財物に関し、正当な権利を有する者に対し負担する賠償責任については、保険者の免責となるが、この場合における法律関係は、その財物を中心として直接的に、第一次的に、しかも突然的に発生する被保険者の賠償責任の範囲内にはなくて、その財物につき、その事故発生の以前から恒常的に存在していた権利関係の滅滅によって発生する賠償責任にもとづく損害に対するものであるから、いわば間接的法律関係にもとづく賠償責任の発生であるといえる。このような第二次的、既存の権利の侵害までも、保険者のてん補責任を負担させることが適当でないことはいうまでもない。被保険者にとって、その財物に関し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任は、おそらく、不法行為としての賠償責任と契約上の債務不履行としての賠償責任を併有することとなる。このような第二次的損害の発生については、各種損害保険の存在が、それをカバーして、その効力を発揮するであろう。したがって、この意味からも、被保険者の経済的損失は、けっして、そのまま放任されているものではなく、被保険者を保護する保険制度としての仕組みはなされているのである。

(3) 本条第一項第三号において、同居の親族に対する賠償責任は保険者の免責となる。この条項設定の事由として



「被保険者と同居の親族は、生計を一にして相互扶助をおこなうものであり、このような関係にある者に対する賠償責任は、被保険者自身に対する賠償責任とみられるから免責である」とされている。被保険者の故意にもとづく賠償責任については、本章第二条第一項第一号によって、免責とされているので、本三号にいう賠償責任の場合は故意以外の場合、たとえば、過失によって負担した場合を指称する。なるほど、同居の親族は、生計を共通にする場合にしても、故意に自己の親族に損害を与えようとする者は、通常考えられないことであるし、もしあるとしても、それはきわめて異常で、かつ、希少であろうと考えられる。賠償責任条項において、一般的免責事項として被保険者の重過失による賠償責任が免責とされていないことを考えると、本号の設定が、適当であるかいなか問題であろう。同居の親族の損害発生について賠償責任を負担してそのてん補をすることこそ、その被保険者の経済的負担の密接度からいって適当ではないだろうか。自己に対する賠償責任に類するから免責とすべきであるとの見解は、この場合、免責設定の事由となるものかどうか。また、このような事由として、掲げること自体が、まさに適切に妥当性をもつものであるかどうか。同居の親族に対する賠償責任を免責としないことによって、保険事業経営上のバランスを失するおそれがあるとするならば、保険料の引上げもやむをえないことであろう。また経過的措置として、同居の親族に対する賠償責任の負担による損害に対するてん補責任を容易に特約しうるときき方法を設定することも考えられる。

#### (四) 無免許運転等の免責について

第四条 当会社は、賠償責任条項の他の規定ならびに一般条項および特約条項の規定にかかわらず、下記各号の間に生じた損害をてん補する責に任じない。自動車が、第一号、無免許運転者によって運転されているとき、第二号、



酒に酔った運転者によって運転されているとき。

本条項は第一章車両条項第四条の免責条項と同一内容の規定である。

#### (五) 費用について

第五条 当会社は、保険契約者または被保険者が支出した下記の費用を第六条の規定により負担する。第一号 一般条項第十一条第一項第一号に規定する損害の防止軽減のため支出した費用のうち必要または有益な費用。第二号 他人から損害賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続をするために要した費用。第三号 保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において損害の防止軽減のために必要または有益と認められた手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当・護送・診察・治療・看護その他緊急措置のために要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用。第四号 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬・仲裁・和解または調停に要した費用（以下「争訟費用」という。）

(1) 責任保険契約における保険事故をいかにみるかという命題は、従来、論争されてきたところである。私は、責任保険の保険事故は、被害者の保護の見地において考察すべきであると考え。けだし、被害者としては、できるかぎり、保険事故が、単純に迅速に、確定せらるべきことが望まれるのであるから、保険事故の発生要件として、被保険者が第三者に対して責任を負担すること、かつ、その請求を受けたこと、とする二要件を要するよりも、単

に、被保険者がその請求を受けたこと、という一要件を要するとすることの方が保険金給付判定の機会が多いとみられ、それは被保険者を経て、終局において、被害者に対し、有利に展開することになるからである。責任保険制度が被害者の保護を目的として存在し、たとえ、被害者が原則として当該契約外に位置するとはいうものの、責任保険においては、被害者の保護に重点をおいて、そのために諸法律関係、諸事実関係を解釈し、その目的に沿うように処理しなければならぬ。保険約款としては、本条にある諸費用についての保険者の負担は、法律の規定または約款の定めによってなされるべきものであるとの立場をとるものと解するが、このような費用について、このような方法において規定することは適当である。訴訟費用は、損害防止費用として保険者に対し、特に約款において規定がなくとも請求することができるとする見解は、保険約款が被保険者と接触するという地位にあることを考慮にあれば、現実的立場から適当ではなく、約款に明示することによって、その請求をなしうることが妥当であると考える。いわば、保険事故の範ちゅうの中に損害防止費用は、はいるものであるが、契約の円滑な運行を期する点から、このような方法を便宜的にとるべきである。

(2) 本条第一項第二号において、保険契約者または被保険者が他人から損害賠償を受けることができる場合には、加害者としての保険契約者または被保険者の外に、このような賠償事故を発生せしめるに至ったことにつき原因を有する第三者の存在があり、この第三者(甲)と加害者および被害者との間に法律関係を生ずる。甲が賠償事故の発生について因果関係を有する場合、自動車の保有者は、無過失責任の立場にあるとみてよいので被害者に対する責任から免れることはできない。しかし、被害者に対し基本的損害発生の原因を与えたものは、甲であるから、保有者は甲に対して、求償することができるものと解する。なお、保有者において、過失があるときは、加害者として、保有者

は、甲と共に、共同不法行為となるわけである。責任保険制度設定の趣旨は、本来、被害者保護の考え方から出発したものの見地からすれば、被害者は加害者たる保有者に対する損害賠償の請求とともに、被害の根源者たる甲に対して損害賠償の請求をなしうるものと解する。

(六) 損害てん補額の限度について

第六条第一項 損害が発生した場合において、当社がてん補する責に任ずべき金額は、一回の事故につき損害賠償金（損害賠償金を支払ったことよって代位取得するものがある場合は、その価額を控除する。）および前条第一号ないし第三号の費用の合計額として、かつ、保険金額をもって限度とする。第二項 当社は、争訟費用の全額を負担する。ただし、前項の損害賠償金が保険金額をこえる場合においては、当社は、保険金額の損害賠償金に対する割合によって負担する。

保険金額の自動復元制の規定が本条第一項である。この制度は被保険者にとって、極めて有利であり、このことは、さらに、被害者の保護をも迅速に、かつ、充実性をもつものとして自動車保険約款としては、画期的性質を有するものである。最初の事故以後において発生する事故に対して支払われる保険金が当初の保険金額を基準にして決定されることの自動的復元性は、それが新しく保険料を出捐することを要しないことと相まって、被害者に対する賠償金の支払いについて著しい便宜と利益を与えるものである。この制度は、前述した車両契約第七条においても略々同じ内容を有する。

### 三 一般条項約款論

#### (一) 責任の始期および終期について

第一条第一項 当会社の保険責任は、保険証券に記載された保険期間の初日の午後四時に始まり、末日の午後四時に終る。第二項 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた損害をてん補する責に任じない。

保険契約は諾成契約である。商法六二九条は、損害保険契約は、当事者の一方が、偶然なる一定の事故に因りて生ずることあるべき損害をてん補することを約し、相手方が之にその報酬を与うることを約するに因りてその効力を生ず、と規定する。右の規定は、保険契約が当事者の意思表示の合致によって成立する諾成契約であることを現わし、保険約款においては、保険者の責任は、保険料の支払があつて後、開始することを定めるのが通常である。しかし、このことは契約の成立に関係するものではなく、単に保険期間の開始に関係するものであつて、保険契約は保険料の支払をその成立要件とするものではない（入札保証保険普通保険約款第二条「当会社の責任は保険料を領収した時に始まり、保険期間の末日に終る」。保険者が、商法六二九条の規定するところと異なり、保険料領収前に生じた損害をてん補する責に任じないとするのは、保険事業の維持上、債務について、同時履行の抗弁を必要とするがためである。

#### (二) 告知義務について

第二条第一項 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者・被保険者（賠償責任条項においては、記名被保険者をいう。

第三項第三号において同じ。)またはこれらの者の代理人が故意または重大な過失によって、保険申込書記載事項について知っている事実を告知しないときまたは不実の告知をしたときは、この保険契約を解除することができる。第二項前項の解除は、将来に向つてのみその効力を生ずる。第三項 第一項の規定は、下記各号の場合には適用しない。第一号、第一項の告知しなかつた事実または告知した不実のことがなくなったとき、第二号、当会社が保険契約締結の際、その事実もしくは不実のを知り、または過失によってこれを知らなかつたとき。第三号、保険契約者または被保険者が保険申込書の記載事項につき書面をもって更生を当会社に申し出て、当会社がこれを承認したとき。第四号、当会社が保険契約締結の後、その事実または不実のを知つてから、保険契約を解除しないで三十日を経過したとき。

VVG一六条一項は、告知の必要なことを定めて、保険契約者は契約締結に際して、危険の引受のために重要な事情であつてその知っている事項は、すべてこれを保険者に告知することを要する、とする。告知義務は、保険契約が効力を発生するために必要な法定要件である。しかし、保険者は、保険契約者に対して告知義務の履行を強制する権利を有しないし、さらに、保険契約者が告知義務に違反しても、保険者に対する損害賠償の責任はないのである。告知義務違反の場合には保険者は、契約の解除権を有するものであつて、保険契約者は一定の不利益を課せられるという拘束は受けるが、いわゆる法律上の概念としての「権利に対する義務」である法的義務ではない。告知義務は保険契約成立の前提条件であり、間接的な意味をもつ義務であるといえる。第四項 保険申込書の記載事項中、第一項の告知しなかつた事実または不実の告知が当会社の危険測定に関係のないものであつた場合には、第一項の規定を適用し

ない。ただし、この保険契約と全部または一部についててん補責任を同じくする保険契約（以下「重複保険契約」という。）に関する事項であった場合は、この限りでない。第五項 第一項の解除が損害発生の後になされた場合でも、当社は、損害をてん補する責に任じない。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。

本条項においては、告知義務に関する商法の規定に準拠し、保険契約の根拠があくまでも善意性にもとづくべきことを強調した。善意性の自然喪失（この場合悪意を意味しない）が、告知義務の遂行、もしくは告知義務違反の場合の措置について、勘案のある態度を示している。このことは、本条第三項における告知義務違反に伴う保険契約解除権不行使について現われている。ドイツ保険法は、告知事項の不告知又は不実告知が同時に詐欺を構成している場合には、保険者は詐欺を理由にして保険契約を取消しうるものとしている（VVG二二条）。なお、質問表は、告知義務の制度を合理化することを目的として設けられ利用されているものである。保険契約者はどのような事項が告知すべき重要事項であるか具体的にそれを知ることが少ないため、保険者が選定して設けた質問の事項に対して、保険契約者が受動的に答を記入すれば、悪意の黙秘が存しない限り、告知義務違反にはならないという取扱いがなされるのである。ただし、質問事項について、保険契約者は、それらの事項が危険測定にとって、重要な事実でないという反証をあげることができる。書面による質問については、VVG十八条の定むるところである。すなわち、保険者が明らかに、かつ、書面をもって質問した事情は、重要なものと推定され、保険契約者が保険者の書面をもってなした質問にもとづいて、危険の事情を告知すべきであったときは、保険者は悪意の黙秘があった場合にかぎり、契約を解除することができるものとしている。



### (三) 通知義務について

第三条第一項 保険契約締結の後、下記の場合においては、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってこれを当会社に通知し、保険証券に承認の裏書を請求しなければならない。ただし、その事実がやんだ後はこの限りでない。第一号、保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含む。以下「自動車」という。）を譲渡するとき、第二号、自動車の車種または用途を変更しようとするときまたは自動車登録番号（登録番号に準ずるものを含む。）が変更されたとき。第三号、自動車に火薬類・高圧ガスその他爆発性・発火性・引火性の危険物を積載するとき。第四号、前各号のほか、保険証券もしくは保険申込書の記載事項に重要な変更を生ずべき事実が発生したときまたは危険が著しく増加したとき。第五号、重複契約を締結しようとするときまたは重複保険契約が他にあることを知ったとき。第二項 当会社は、前項の事実が発生したときからその事実がやむまで（前項の承認裏書請求書を受領した後を除く。）の間に生じた損害をてん補する責に任じない。

通知義務における義務は、これに対して、保険者が対立する意味の真正な義務ではなく、不利益な取扱いを受ける前提となるものと解する。保険者の負担した危険の発生によって損害が生じた場合、保険契約者又は被保険者がその損害の生じたことを知ったときには、遅滞なく、保険者に対してその通知を発することが必要である。右の損害発生  
の通知義務を怠った場合、どのような効果があるかということについて、商法は別段規定していない。保険者は損害発生  
の通知を受けけるまで、保険金額支払義務を猶予せられるものであって、支払義務を免除せられると解するのは妥  
当でない。なお、通知義務の怠慢によって、保険者に損害を与えたときは、損害賠償の責に任じなければならない。

右の事項に関連して、本条は、保険事業維持の原則に立脚して、第一条の事実が発生したときからその事実がやむまでの間に生じた損害をてん補する責に任じないとして右の見解をとっている。

四 管理義務および調査について

第四条 保険契約者・被保険者またはこれらの者の代理人もしくは自動車の運行を管理する者は、自動車を常に安全に運転しうる状態に整備し、かつ、官庁の検査を受けることを怠ってはならない。第五条 当会社は、自動車に關し必要な調査をし、かつ、保険契約者または被保険者に対し必要な説明もしくは証明を求めることができる。

(五) 保険契約の無効について

第六条 保険契約締結の当時、下記の事由があったときは保険契約は無効とす。第一号、保険契約に關し保険契約者・被保険者（賠償責任条項においては記名被保険者をいう。次号において同じ。）またはこれらの者の代理人に詐偽の行為があったとき。第二号、保険契約者または被保険者が当会社の負担する事故がすでに生じていることを知っていたとき。第三号、他人のために保険契約を締結する場合において、保険契約者がその旨を保険申込書に記載しなかったとき。

保険契約がなされるのは、不確定な事故に關してである。その関連事項は、事故の発生自体が不確定であるか、事故の発生時期が不確定であるか、事故の発生姿容が不確定であるか、ということにかかっている。事故発生有無の不確定性が客觀的に定まっている場合であっても、契約当事者にとって主觀的に確定していなければ、その保険契約は

成立するのである。「保険契約の当時、当事者の一方又は被保険者が事故の生ぜざるべきこと又はすでに生じたることを知れるときはその契約は無効とす」の商法規定の反対解釈によって、右の解釈論はなりたつ。いわゆる契約締結前の時期から始まる保険契約、すなわち、遡及保険をみとめたものである。ドイツ保険契約法も「保険は契約締結前に存する時期において開始する方法をもってこれを引受くることを得」(VVG二条)とし、主観的不確定をもって保険契約をなしうるものとしている。

#### 六 解除について

第七条第一項 当会社は、下記の場合には、この保険契約を解除することができる。第一号、第三条第一項の事実が発生したとき(この事実がやんだ場合を除く。)または同条同項の規定により承認裏書の請求があったとき。第二号、正当な理由なくして第四条の規定に違反したとき。第三号、正当な理由なくして第五条に規定する当会社の要求に応じないとき。第二項、前項の解除は、将来に向ってのみその効力を生ずる。第三項、第一項第一号の事由に基づく当会社の解除権は、その通知を受領後三十日以内に行使しなければ消滅する。

通知義務に関する第三条第一項の事実が発生したとき、または同条同項の規定により承認裏書の請求があったときは、保険者は保険契約を解除することができるが、このことについては一考を要する。第三条において、保険契約者または被保険者に対して通知義務を課し、「保険証券に承認の裏書を請求しなければならない」とし、請求の結果は、どのようなことになるのか、保険契約者はどのような措置をとりうるのか。同条において明らかにされていないが、本

七条に至って始めてその措置を定めている。第七条第一項において「承認裏書の請求があったとき」は保険者は、保険契約を解除しようとしているが、第三条において、通知義務の上に、さらに、裏書請求の義務を課しながら、このような解除権を定めていることは、適当であろうか。「保険証券に承認の裏書をしなければならぬ」としている以上、その請求に対しては、その内容を検討し、できるかぎり、保険契約の継続の方向に仕向けることが適当ではないだろうか。したがって、第七条第一項第一号における「承認の裏書の請求があったとき」をもって、直ちに、保険者の解除とすることは適当でなく、もし、規定するとするならば、弾力性のある内容を帶有させることがよいのではないか。たとえば、第三条第一項の事実が発生し、かつ、同条同項の規定により承認裏書の請求があったときは、保険者はその請求の内容を検討し当該保険契約を継続することが適当でないと思料するとき、などである。

(七) 追加保険料について

第八条第一項 当会社が、第二条第三項第三号または第三条第一項の規定により承認する場合には、追加保険料を請求することができる。第二項、保険契約者が当会社の請求した追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた損害をてん補する責に任じない。

保険者が第二条第三項第三条または第三条第一項の規定によって承認裏書の請求を受入れ承認する場合には、追加保険料を請求して保険契約の継続をなすことができる。本条のごとき規定が存在することにより、なおさら、第七条第一項第一号を弾力性のある内容をもつごとき規定に改めることが必要である。保険者による解除権の行使の有無は、

たとえ、保険者の任意であるにせよ、その任意によって断定的意義は減少するにせよ、規定として文言の表現が適當でない。

(ハ) 保険料の返還―無効・失効の場合について

第九条第一項 保険契約の無効または失効が保険契約者または被保険者の責に帰すべき事由によるときは、保険料を返還しない。第二項、保険契約の無効または失効が保険契約者または被保険者の責に帰することのできない事由によるときは、無効の場合には保険料の全額を、失効の場合には未経過期間に対し日割をもつて計算した保険料を返還する。第三項、保険契約の無効または失効が保険契約者・被保険者および当会社の責に帰することのできない事由によるときは、無効の場合には保険料全額の二分の一を、失効の場合には未経過期間に対し日割をもつて計算した保険料の二分の一を返還する。

保険契約の全部または一部が無効である場合、保険契約者および被保険者が善意であつて、かつ、重大な過失のないときは、保険者に対して保険料の全部または一部の返還を請求することができる(商法六四三条)との趣旨は、本条第二項において明らかにされている。一般条項においては、保険契約の無効の場合について第六条に定むるが、どのような事由があつたとき保険契約の失効をきたすかについては明示していない。しかし、商法においては、危険増加と保険者への通知義務に関連して、保険期間中、危険が保険契約者または被保険者の責に帰すべからざる事由によつて著しく変更または増加したことを知ったときは、遅滞なく、これを保険者に通知しなければならないとし、もし、

右の通知を怠ったときは、保険者は危険の変更または通知のときから保険契約がその効を失ったものとみなすことができるとする。無効の場合を規定しながら、失効の場合を具体的に規定していないのはいかなる理由によるのだろうか。

(ウ) 保険料の返還—解除の場合について

第十条第一項 第七条の規定により、当会社が保険契約を解除したときは、領収した保険料から既経過期間に対し当会社の定める短期料率によって計算した保険料を差し引いて残額を返還する。ただし、既経過期間中当会社のでん補する損害が発生しなかった場合に限る。第二項、保険契約の解除が保険契約者または被保険者の責に帰することができない事由によるときは、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還する。第三項、保険契約の解除が保険契約者・被保険者および当会社の責に帰することができない事由によるときは、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料の二分一を返還する。

保険料の返還は、保険契約の無効・失効および解除の場合において、おこなわれるが、本約款を通じて一貫する立場は、無効・失効および解除が、保険契約者・被保険者または被保険者の責に帰することのできない事由によってなされたのか、あるいは、保険契約者または被保険者の責に帰すべき事由によってなされたのか、有責の存在、不存在、善意性の有無にその根源がおかれている。保険契約は、本来、善意契約性の強いものである。告知義務制度設定の根拠として、この善意契約性を強調し、その善意契約性の目的を達成するためには、告知義務制度を必要とする説すら



存在することをもってしてもこの性質は明らかである。保険金の支払義務が保険者にとって最も重要な義務であるごとく、保険料の支払義務は、保険契約者にとって最も重要な義務であり、保険事業の維持と密接な関連性をもつ。したがって、保険料の返還についての条項は、可及的に詳細に規定されることが必要となる。車両条項と賠償責任条項における保険契約の無効および保険料の返還について、一般条項として同一におかれているが、一般損害保険としての車両条項と責任保険としての賠償責任条項において、その取扱いを異にする必要があるか。被害者保護を趣旨とする賠償責任において、保険契約の無効、失効、解除および保険料の返還事項は、右の趣旨との関連、勘案のもとに別個に考察すべき問題ではないかと考える。

#### (四) 事故の発生について

第十一条第一項 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知ったときは、下記の事項を履行しなければならない。第一号、損害の防止軽減につとめ、または運転者その他の使用人をしてこれにつとめさせること。第二号、事故発生の日時・場所・事故の状況・損害の程度ならびに被害者の住所および氏名または名称ならびにこれらの事項について証人となる者があるときは、その者の住所および氏名または名称を、また損害賠償の請求を受けたときは、その内容を、遅滞なく、書面をもって当会社に通知すること。第三号、自動車およびその付属品が盗取された場合には、遅滞なく、その旨を警察官に届け出ること。第四号、前二号のほか当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行なう損害の調査に協力すること。

- (1) 事故発生に伴い、保険契約者または被保険者の取るべき第一の措置は損害防止軽減である。自ら損害防止軽減

にとめるばかりでなく、運転手その他の使用人をして、これにとめさせることもその義務である。商法六六〇条において、損害防止義務を規定し、このために必要であり、または有益な費用およびてん補額が保険金額に超過する場合でも保険者はこれを支払う義務があるとす。しかし、車両条項第六条および賠償責任条項第五条において、保険者の支払う額は、保険金額を限度とする。このことは、保険者の事業維持上の技術的意味を有するものと解せられる。したがって、被保険者側の損害防止義務は、義務といいながら、きわめて道義的意味の深いものである。保険契約者または被保険者だけでなく、自動車を中心として、それに関連ある者は、その直接たると間接たるとを問わず、損害防止軽減にとめることを定めておくことは事理である。損害防止義務は、事の性質上、重要な意義をもつものであるから、商法上、もしくはは保険約款上において、実質的には、単に道義的意味しか持たないごとき印象規定に終ることなく、義務違反について（義務違反の軽重ならびに判断はかなり困難と思われるが）、保険者が相当の強い措置を講じうるように規定することが必要ではないだろうか。保険者の対抗措置を強化すれば、するほどそれだけ、被保険者側の利益は減少してゆき、特に賠償責任条項においては被害者の保護について影響を与えることになるとも考えられるが、しかし、本来の公序良俗、社会公共的利益の大切な目的を重点的に考うべきであろう。そうすれば、ますます頻度を加えつつある交通事故防止にもよい結果を招来することは必定である。

(2) 本条項第四条に定むる管理義務は、事故発生前のいわば事故防止義務といえる。事故発生を防止するために、第四条の管理義務と共に、保険者に対しては、自動車に対して調査する権限が与えられている。事故発生前の調査と事故発生後における保険契約者または被保険者の調査協力義務は自動車保険事業の円滑、迅速な運営をはかるため大きな力となる。

同第五号 自動車を修繕する場合には、あらかじめ適当な修繕者の詳細な見積書を提出して当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当については、この限りでない。第六号、他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続をすること。第七号、あらかじめ当会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置についてはこの限りでない。第八号、損害賠償責任に関する訴訟を提起しまたは提起されたときは、直ちに当会社に通知すること。

(1) 第五号において、事故が発生し、自動車を修繕する場合には、それに関係する事故につき、保険者の承認をうることを必要とするが、これは損害額の決定に関係があるからである。すなわち、本車両条件第五条第二項において、保険の目的の損傷を修繕することができる場合には、保険の目的を事故発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害の額とされるからである。自動車の修繕費についての後口の紛争をさけるためにとられた措置である。

(2) 保険者は保険契約者または被保険者の他人に対する賠償請求権に保険代位することができるから、このような場合、保険契約者または被保険者が、その賠償請求権についての保全または行使について、適當の措置を講じ、手続をすることが必要とされる。この目的を達するために、賠償条項においては、右の措置手続をするために要した費用は、保険者の損害てん補額の限度内における負担となる。

(3) 賠償責任保険においては、損害賠償責任の負担の有無、負担した場合の賠償額の多少は、保険金の支払と関連し、保険者にとっては、最大の関心事である。被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置の場合を除いて、

損害賠償責任の負担について、保険者の承認をうるものとなし、無益の争いを防ぐこととしている。損害賠償責任に関する訴訟は、法律的技術的専門的事項に属するから、その措置を誤らないようにするため会社への通知を求めている。

同条第二項 正当な理由なくして前項各号の規定に違反したときは、当会社は、第二号ないし第五号および第八号の場合は、損害をてん補する責に任せず、また第一号の場合は防止軽減することができたときと認められる損害額を、第六号の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたときと認められる金額を、第七号の場合は当会社が損害賠償責任がないときとめた部分を、それぞれ控除して、てん補額を決定する。第三項 保険契約者または被保険者が、第一項第二号ないし第五号の書類に故意に不実の記載をなしたまたはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造したときは、当会社は、損害をてん補する責に任じない。

保険事故が発生した場合、保険契約者または被保険者は、本条第一項第二号ないし第五号の書類について故意に不実の記載をなさないことを要するが、この趣旨は、商法六四四条の告知義務の考え方にもとづく。保険契約が本来、善意契約性を根源として成立していることから、過失を排除して、保険者のてん補責任の狭小になることを防いでいる。さらに、その書類または証拠の偽造もしくは変造に対しても同じ効果を有するとしているが、このような行為は、いずれも悪意にもとづくものであるから、単にその効果を、保険者の損害不てん補とするだけの措置では軽きに失する。保険契約の締結者として、保険者だけでなく、他の保険者の利益をも保護する必要上、保険団体維持の見地と合せて、より強い措置を講ずることを可とする。単に免責事項とするだけではなくて、保険契約の解除権を保険者に付

与することを適当と考える。刑事責任としてみれば、私文書偽造もしくは変造の場合となり、刑法一五九条の罰則を受けることとなる。刑事責任としても、相当の罰則を受けることからみても、第三項に定むる書類や証拠が、民事責任としての立場から、損害賠償の請求に終ることなく、契約の解除をおこなうことによって、保険者の対抗措置を考慮すべきである。

(四) 他の保険契約がある場合の損害てん補額について

第十二条 重複保険契約が他にある場合に、それぞれの保険契約について、他の保険契約がないものとして算出したてん補責任額の合計額が損害額を超過するときは、当会社は、この保険契約によるてん補責任額の前記合計額に対する割合により、てん補額を決定する。

数個の保険契約の保険金額の合計額が保険価額を超過する場合に、これを全部有効とするときは、各々の保険契約自体は、超過保険とならないにしても、全体から考慮すれば、超過保険をみとめない法の見解に違反するものとなる。本条は、重複保険について、比例分担主義にもとづいててん補額を決定することを明らかにしている。商法においては、同時重複保険の場合、各保険者は自己の保険金額の割合により、全体として、保険価額を限度として損害を負担することを定め、数個の保険契約の日付が同一のときをもって契約は同時になされたものと推定する。異時重複保険において、保険金額の合計額が、保険価額を超過するときは、損害のてん補は、まず第一に、はじめの保険者が負担し、その負担額が損害額をてん補することができないときは、後の保険者が負担する。後の契約は、前の契約と重複する

かぎり無効である。商法六三三条が採るこのような優先主義は、本質的には、合理的考え方と解されるが、現今、同時、重複の区別なく重複保険において比例分担主義（比例責任主義）が採られることは、保険契約締結の時間を阻外した平等性・優先主義にもとづくてん補負担額差等の著大性の均衡化にもとづくのであろうか。

(三) 評価人および裁定人

第十三条第一項 当会社がてん補すべき金額の決定について、当会社と被保険者との間に争いを生じたときは、その争いは、当事者双方が書面をもって選定した各一名ずつの評価人の判断に任せる。もし評価人の意見が一致しないときは、双方の評価人が選定した一名の裁定人にこれを裁定させる。第二項 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含む。）を各自負担し、共通費およびその他の費用（裁定人に対する報酬を含む。）は、半額ずつこれを負担する。

保険者がてん補すべき金額の決定についての争いを解決する手段として評価人および裁定人を選定しそれらに決定権を与え、それから要する費用は、公平に、保険契約当事者の負担としている。右において、評価人の選定は、ひとまず容易にできるとしても、立場の異なる評価人が選定する裁定人に適切な人を得られるかどうか問題であろう。保険契約者または被保険者と保険者との保険契約についての知識経験の差が、不公平な最終的決定をもたらさないよう留意しなければならぬ。この問題には、法において、公的紛争解決機関を設定して、解決をはかることが最もよい方法であろう。



(四) 損害てん補の請求について

第十四条第一項 被保険者がこの保険契約に基づいて損害のてん補を受けようとするときは、事故発生の日から六十日以内または当社が書面で承認した猶予期間内に保険金請求書、損害額を証明すべき書類および当社が特に必要と認める書類または証拠を保険証券に添えて、当社に提出しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、保険証券の提出を要しない。第二項 被保険者が前項の書類に故意に不実の記載をなしたまたはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造したときは、当社は、損害てん補する責に任じない。

保険証券は証拠証券であるが有価証券ではない。保険証券の所持がなければ、保険金の支払を受けることができないという受戻証券性は法律上見られないから、保険証券は有価証券でないとせられる。しかし、積荷海上保険証券は、実際界においては慣行上、保険金支払請求に関して受戻証券性がみとめられている。取引上の必要から、積荷保険証券が船荷証券に附随して流通移転するということを理由として有価証券であるとせられるが、この場合においても、手形や小切手のような完全な有価証券ではなく、不完全な有価証券とみななければならない。保険証券の受戻に関して、ドイツ保険契約法は、契約において、保険者は保険証券の返還があったときに限り、給付すべき旨を定めた場合において、保険契約者がこれを返還すること能わざる旨を主張したときは、債務消滅の旨の公の認証ある承認書をもって足る（VVG四条）、すなわち、支払約款があるにもかかわらず、保険者が保険証券の受戻をしないで保険金の支払をなしたときは、承認書のない限り、証券の善意の所持人に対しては、損害賠償の責任を負うのである。なお、保険証券の交付は、契約成立の要件ではなく、保険契約の成立および内容につき、保険契約者のため、保険者に対する証拠

証券として役立つと共に、保険者にとっては保険金の支払に關しては免責証券ともなる。しかして、損害てん補の請求には、本条第一項に定められた書類を保険者に提出することを要するが、これらの書類につき、故意に不実の記載をなし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造したときは、保険者は損害てん補の責に任じない。これは反善意契約性として被保険者の保護を要せずとする趣旨の現われであり本条項第十一条第三項と軌を一にする。

(四) 損害のてん補およびその時期、代位について

第十五条第一項 当会社は前条の書類または証拠を受領した日から三十日以内に保険金を支払う。第二項 当会社が前項の期間内に必要な調査を終了することができないときは、その終了後、遅滞なく、保険金を支払う。第十六条 被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合には、当会社がその損害をてん補した金額の限度内で、被保険者がその者に対して有する権利を取得する。

商法六六一条ならびに六六二条に定むる保険者の代位のうちで、第三者(他人)に対する権利取得を定むる根拠法は本条である。保険代位の立法趣旨は、被保険者の二重所得を防止すると共に、保険者の事業経営上、保険料の低率をカバーすることを目的とするにある。保険代位について、ドイツ保険契約法は、保険契約者が第三者に対し損害賠償請求権を有する場合において、保険者が保険契約者に損害をてん補したときは、その請求権は保険者に移転するとし、さらに、保険契約者が第三者に対する請求権を担保する権利を放棄したときは、保険者はその請求権または権利より賠償をうべかりし限度において、自己のてん補義務を免れるのである。また、保険契約者の賠償請

求権が保険契約者の同居の家族に対するものであるときは、この移転を生ずることはなく、ただ、その家族が故意に損害を生ぜしめた場合は、その請求権は移転するものとする。わが商法および本約款においては、保険者は、第三者に対する請求権を取得する、とし、ドイツ保険契約法においては、保険者に請求権が移転するという文言を使用している。請求権を取得するということと請求権が移転するということは、当事者の意思表示を必要とせず、法定の結果として当然生ずるものであり、新しい権利者が、前の権利者の地位に代るといふ効果において同一である。なお、わが国においては、保険代位において、保険者に対するものとして被保険者をあげているが、ドイツにおいては、保険契約者をあげている。保険金受取人たる資格を有する被保険者が、他人から損害の賠償を受ける地位にあるから、わが国の商法ならびに約款におけるごとく、「被保険者」という名称を使用することが適当と考えられるが、保険契約者と被保険者とは、多くの場合、ほとんど同一人であることが多いことから、ドイツ法では保険契約者という名称を使用しているものと解する。

(四) 保険証券の再交付、準拠法について

## むすび

任意契約新自動車保険普通保険約款における車両保険条項、賠償責任保険条項および一般保険条項について、逐条的に問題点を捉えて、その説明と批判を加えてきたが、一言にしていえば、新約款が、旧約款に比し多くの点において、保険契約者ならびに被保険者にとって著しく有利な内容を帯有することになったといえる。特に、賠償責任条項

において、責任保険制度の目的とする被害者保護の趣旨が強められる方向に前進したことは特筆に値する。数十年にわたり、旧態依然として放置されていた自動車保険約款が、新しい時代の成長と共にその歩みを続けようとして新約款を成立させたことは、自動車事故と被害について世上の関心が異常に高まっている時であるだけに、その意義は極めて深い。要は新約款が、理論づけや定め自体のみに終ることなく、その中にもられた趣旨がいかに実現されるか、いかに効果を発生するかにある。